

監査品質に関する報告書

Transparency Report

2025 / 2026



清稜監査法人

Seiryō Audit Corporation

INDEX

1	監査品質向上に向けた取組及び事務所概要	2
1.1	代表メッセージ	2
1.2	清稜監査法人の目指すところ 行動指針	3
1.3	事務所概要	4
1.3.1	事務所案内	4
1.3.2	関与先（2025年8月31日現在）	5
2	経営管理の状況等	6
2.1	品質管理基盤	6
2.1.1	品質管理委員長メッセージ	6
2.1.2	職業倫理と独立性	6
2.1.3	業務に係る契約の締結及び更新	7
2.1.4	審査体制等	7
2.1.5	監査調書の管理体制	8
2.1.6	通報制度の利用	8
2.1.7	品質管理システムの評価	8
2.1.8	完了した監査業務の検証	9
2.1.9	外部レビュー等の状況	9
2.2	組織ガバナンス基盤	10
2.3	人的基盤	13
2.3.1	採用方針	13
2.3.2	教育訓練	13
2.3.3	人事評価	13
2.4	IT基盤	14
2.4.1	監査調書の電子化及びITの活用	14
2.4.2	情報セキュリティ対策	14
2.5	財務基盤	15
2.6	国際対応基盤	15
3	非営利監査業務	16
(別紙)	監査法人のガバナンス・コードの適用状況	18

1

監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1.1 代表メッセージ

2008年の会長就任時より、「Quality and Communication」を経営理念として掲げています。

Quality、すなわち監査品質は私どもの法人の存続及び成長の最も大切な基盤です。

監査業務の品質を重視する風土を醸成し、全ての監査業務において監査業務の品質を保持するための要求事項が当監査法人の運営方針において優先するとしています。高い専門性を維持し、高品質な監査サービスを提供しつづけることで、クライアントや社会からの信頼が得られ、当監査法人自体の安定と持続的な成長につなげることができます。また、クライアントに対しては監査の過程でビジネス理解を深め、気づいた経営上、業務上の課題について、積極的にコミュニケーションを図ることで、健全な経営の実現をサポートしています。これにより、クライアントとの長期的な信頼関係を築いています。さらに社会に対しては、財務情報の信頼性を担保することにより、監査法人としての社会的責任を果たし、経済的社会的持続可能な発展に寄与していきたいと考えています。



そして、Communication、私たちは、監査の品質を支える最も重要な要素の一つがコミュニケーションであると考えています。監査責任者自らクライアントに往査し、経営者や管理者との十分なコミュニケーションを図ることによってクライアントに対する理解が深まり信頼関係も生まれます。また、監査チーム内のコミュニケーションによって、監査チーム内の風通しがよくなり、チームメンバー相互で理解が深まり、信頼関係が生まれ、組織的監査の有効性が高まります。加えて、法人内においても、専門的な見解の問合せの仕組みの活用等を通じて、意見交換や協議を行う風土を醸成し、または経験の共有を通じて、法人としてより適切な対応が図られ、品質レベル向上が図られると考えています。

当監査法人はもともと学校法人等の非営利法人の監査を中心とした監査法人として1987年に設立されました。しかし、監査先が特定領域に集中することによるリスクの分散と、比較的若手の会計士にとっても魅力のある監査法人にしたということから企業監査も積極的に受嘱するようになり、2025年8月期では収入ベースで企業監査が非営利法人監査を上回るようになりました。非営利法人監査は、個々のクライアントは小規模ですが、監査責任者が常時、監査現場に往査して学園運営者と向き合い、監査現場を自らリードすることを当然とする法人の風土が出来上がっており、また、非営利監査と企業監査のバランスを保つことでリスクを分散し、安定的な法人運営を達成できていることから、今後も当監査法人固有の強みの一つとして、非営利監査と企業監査のバランスを保ちつつ運営していきたいと考えています。

また、法人の運営方針として全員参画型経営を掲げています。すなわち、社員も職員も全員が監査業務以外の法人運営にかかわる役割を担うことによって、法人構成員の全員が経営に少しでも関心を持ち、法人への帰属意識や、仕事のやりがいを見出せるような組織を目指しています。法人メンバーの全員が、やりがいをもって、業務に打ち込める基盤づくりこそが経営の役割と考えており、法人規模の拡大のみを迫及することはなく、法人リソースに見合った業務の受嘱を行う等、品質を担保できる経営を行うことを意識しており、その考え方は常務会、社員会その他の所内会合等で、構成メンバーに伝達しています。

代表社員 会長 石井 和也

1.2 清稜監査法人の目指すところ 行動指針

経営理念

Quality and Communication

●清稜監査法人が重視する4つの指針

当監査法人では、監査責任者自らが現場に往査し、クライアントのビジネスを深く理解するとともに、画一的な監査に陥らないよう一人一人の公認会計士がクライアントと一対一で向かい合うことにより、コミュニケーションを重視した監査を実施しています。

・クライアントとの対話を重視する

当監査法人では、基本理念及び経営理念に掲げているとおり、監査品質の確保のために、コミュニケーションを重視しています。クライアントに対しては、経営課題と、そこから生じる監査及び会計上の検討事項に適切に対処するために、監査責任者が率先してクライアントとの信頼関係を構築し、対話を重ねることが大切という価値観を共有しています。また、法人内でも、当監査法人の構成員が会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う風土の醸成に努めています。

・高い専門性を有する充実した人材と監査チーム体制

気候変動や自然災害、少子高齢化、ビジネスのグローバル化など社会の変化が加速する経営環境において監査の社会的使命を全うするためには、監査及び会計の知識を保持することは当然の前提条件であり、既存の知識や能力をいかに活用するかのみならず、社会の変化をいち早く察知し課題を認識する必要があります。当監査法人では相当年数の監査実務年数を通じて蓄積された多様な業界の知見を有する人材で監査チームを構成しています。また、継続的監査の制限（ローテーションルール）を順守しつつ同一メンバーの継続による監査業務の提供を通じてクライアントに対する知見と信頼を構築します。なお、各職位別の監査実務経験年数の平均は下表のとおりです。

	区 分	2024年8月期	2025年8月期
公認会計士登録後の 監査実務経験年数	社 員	18.4年	19.0年
	常 勤 職 員	11.1年	11.9年
	非常勤職員	13.1年	14.7年

・品質管理への取組み

当監査法人では、品質管理システムの構成要素（ガバナンス及びリーダーシップ、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、業務の実施、監査事務所の業務運営に関する資源、情報と伝達、監査事務所間の引継）毎に品質目標を設定し、関連するプロセスのオーナーとなる会議体・委員会・グループを特定しています。その各プロセスオーナーが品質リスクの識別と各リスク対応策の適合性等を確認し、定期的に更新する体制をとっており、毎期のプロセスオーナーによるセルフアセスメント及びモニタリンググループによる客観的なモニタリングによって識別された課題の改善に取り組む、品質管理マネジメントサイクルを整備・運用しています。

・全員参画型経営への取組み

当監査法人では、社員会・常務会の下に業務委員会、総務委員会、品質管理委員会、品質推進協議会、監査実施者評価委員会を設け、さらに品質管理委員会には、審査グループ、モニタリンググループ、調書管理グループ、定期的検証グループ、情報セキュリティグループを設け、全社員、常勤職員がいずれかの委員会もしくはグループに所属することによって、経営に参画する自覚を持ち取り組んでいます。

1.3 事務所概要

1.3.1 事務所案内

代表社員 会長	石井 和也		
本部 大阪事務所	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町1丁目6-16 いちご堺筋本町ビル8階 TEL 06-6121-2247 FAX 06-6121-2248		
東京事務所	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1丁目19番2号(TMビル5F) TEL 03-5614-0555 FAX 03-5614-0556		
沿革	1987年5月 堺市で法人設立、同時に東京事務所を開設 2008年8月 代表社員石井が会長に就任する 2009年7月 本部事務所を大阪市中心部に、東京事務所を千葉市に移転 2012年2月 東京事務所を東京都中央区に移転 2024年3月 上場会社等監査人登録		
出資金	31,500千円		
人員数	構成員	代表社員・社員	21人
		公認会計士	5人
		その他の監査実施者	4人
		非常勤職員	64人
		その他職員	3人
		合計	97人（2025年8月末日現在）

企業監査と非営利監査専従者の内訳

	企業監査従事者 ※1	非営利監査専従者	合計 ※2
代表社員・社員	17	4	21
公認会計士	5	0	5
その他専門要員	4	0	4
非常勤職員	21	43	64
合計	47	47	94

※1 非営利監査にも一部従事しています。

※2 その他職員を除いております。

1 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

1.3.2 関与先 (2025年8月31日現在)

2025年8月31日現在における当監査法人の主なクライアントは以下のとおりです。

金融商品取引法及び会社法監査等（証券コード順）

モロゾフ株式会社

林兼産業株式会社

テイカ株式会社

松本油脂製薬株式会社

日華化学株式会社

イサム塗料株式会社

株式会社ニッカトー

株式会社加地テック

不二精機株式会社

株式会社カネミツ

株式会社シマノ

株式会社PLANT

前田工織株式会社

株式会社誠建設工業

旭精工株式会社

小野谷機工株式会社（注）

（注） TOKYO PRO Marketに上場しています。

【その他の関与先数】

会社法監査 … 5社

任意監査（企業、IPO） … 6社

私学振興助成法監査 … 294法人

非営利法人法定監査 … 4法人

非営利法人任意監査 … 163法人



2 経営管理の状況等

2.1 品質管理基盤

2.1.1 品質管理委員長メッセージ

当監査法人は、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当監査法人の運営方針において優先されることから、これを具現化するための品質管理を行っています。

監査事務所の品質管理システムについては、品質管理システムの各構成要素に品質目標を設定し、関連するプロセスのオーナーとなる会議体・委員会・グループを特定し、その各プロセスオーナーが品質リスクの識別と各リスク対応策の適合性等を確認（セルフアセスメント）し、定期的に更新する体制を整備し、運用を行っています。前期末2025年8月31日を評価基準日としたモニタリングまで終了し、品質管理マネジメントサイクルが一巡しました。セルフアセスメントやモニタリングによって識別された課題について、速やかに改善に取り組むことで、品質管理の基盤をより強固に整え、当監査法人の監査品質を高めていく仕組みが出来上がりました。

全員参画型経営の運営方針の下、今後もこの仕組みを積極的に活用し、品質目標を阻害する要因を早期に識別し、不備があれば方針を協議して組織的な対応を速やかに図るという取組をひたむきに続けることが、個別の監査業務の品質レベルを高水準で維持するための基礎となり、ステークホルダーからの信頼をゆるぎないものにし、かつ、当監査法人の存続・成長の最も大切な要素になると考えています。



2.1.2 職業倫理と独立性

当監査法人は、日本公認会計士協会の倫理規則等の遵守を社員及び職員（非常勤含む）に求めています。全ての監査責任者は、監査業務の専門職員が当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、職員（非常勤含む）が職業倫理を遵守していることを確認しています。

当監査法人は「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則・倫理規則実務ガイダンス」等を反映した独立性保持のための方針及び手続を定めています。また、当監査法人、社員及び職員（非常勤含む）が、当該独立性保持のための方針及び手続を遵守していることを確認するために、独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書の提出を求めています。なお、当該確認書の回答率は100%であり、違反件数はゼロとなっています。（2025年8月末時点）

また、被監査会社に対する当監査法人、社員及び職員（非常勤含む）の独立性は、当監査法人が提供する全ての業務で担保されるべきものであります。全ての業務の契約締結に当たっては、事前に監査責任者が、独立性に関する職業倫理の規程に照らして業務受嘱の可否の判断を行うとともに、当該業務受嘱の可否につき常務会において判断しています。また、当監査法人では、監査業務が業務全体の大部分を占めており、非監査業務は積極的には受嘱しておりませんが、被監査会社に対して非監査業務を提供する際には、当該監査チームからの申請に基づき、常務会において受嘱の可否を関連する倫理規則等に照らして慎重に判断しています。なお、当監査法人における非監査業務は限定的ですが、コンサルティング業務や調査業務には若い世代を中心に知見や経験を獲得する機会を提供しています。

2 経営管理の状況等

当監査法人の構成員の兼業、副業については、社員については、運営規則により利益相反取引を厳しく制限しています。常勤職員については、原則、兼業・副業を認めていません。また、非常勤職員については、契約書により利害関係のあるクライアントにはアサインできないことになっています。

当監査法人の社員は、被監査会社への関与年数につき制限を設けています。当該制限は「公認会計士法その他の関連法令」、「日本公認会計士協会の倫理規則・倫理規則実務ガイダンス」等を反映したものです。大会社等、一定規模以上の被監査会社を担当する業務執行社員は、最長関与期間を7年（インターバル期間2年）としています。なお、大会社等の筆頭業務執行社員については、公認会計士法の規定に基づき、最長関与期間を7年（インターバル期間5年）としています。

2.1.3 業務に係る契約の締結及び更新

品質管理規程及び品質管理規程ガイドラインに契約の新規の締結及び更新に係る方針及び手続を定めています。契約の新規契約及び更新にあたっては、品質推進協議会において、監査チームを構成する専門要員が十分な知識及び経験を有しているか、審査担当者が適格性を有しているか、並びに定期的な検証担当者が適切な者かを検討し、常務会の審議を経て会長が承認を行います。

また、監査チームの監査責任者等は、適性や能力を考慮し策定されたローテーション計画と整合しており、監査責任者は監査業務を遂行するに当たって必要と考えられる人的資源が確保されているかあらかじめ確認を行っています。

2.1.4 審査体制等

当監査法人では、すべての監査業務について専門要員が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、以下のとおり監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め実施しています。

当監査法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査完了日以降としています。

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査担当者は審査において不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの監査チームの判断を評価します。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて検討します。また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を必要に応じて追加で選任します。

専門的な見解の問合せについては品質管理規程及び品質管理規程ガイドラインに規定しており、会計監査に係る事項は、品質推進協議会、会計監査以外に係る事項は、一次問合せ先は品質推進協議会とし、各案件の内容や状況に応じ法人外部を含む適切な問合せ先に照会するものとしています。また、品質管理規程ガイドラインにおいて専門的な問合せの実施が必須となる具体的事案を含む、専門的問合せの実施に関する方針及び手続を定めており、それらに基づき運用を行っています。

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を品質管理規程に定めており、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしています。

また、当監査法人は、品質管理規程に不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定め、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するようにしております。

2.1.5 監査調書の管理体制

当法人は全ての企業監査業務については、原則として全て電子調書によっております。品質管理規程及び品質管理規定ガイドラインに監査調書の管理について定めています。監査調書は原則クラウドサーバーに電子調書として保管しており、監査調書の最終的な整理後の監査調書の不適切な変更を防止するため、監査調書登録ルールを定めワークフローによる品質管理委員会への登録申請後は、監査チームのアクセス権を電子的に制御して、監査調書ファイルの追加・削除・変更ができないようにしています。

一部残る紙面調書については、監査調書の最終的な整理完了後は、品質管理委員会のキャビネに施錠保管し調書登録後は閲覧不可としています。やむを得ず登録後に監査調書の閲覧が必要になった場合は、監査チームの申請に基づき監査チームとは異なる品質管理委員会メンバーが必要部分についてPDF化又はコピーにより閲覧に供することとしています。

2.1.6 通報制度の利用

当監査法人は、業務の品質向上を図る一環として、社員・職員及びクライアント等からの法令違反行為等に関する通報の仕組みを品質管理規程によって定めており、当監査法人の内外からもたらされる情報に適切に対処するため、通報又は情報提供のための通報窓口を設置しています。この通報窓口は、品質管理委員長及び外部の法律事務所に同時に届きます。品質管理委員会は、通報された事項について常務会に報告するとともに、通報された事項に関する事実関係の調査を行います。また、調査の結果、法令違反行為等が明らかになった場合には、当該規程に従い是正措置・社内処分が実施されることになっています。また、当該規程において通報者が不利益を被ることがないように、通報者等の保護についても規定しています。

2.1.7 品質管理システムの評価

2025年8月31日を評価基準日と定めて品質管理システムを評価し、評価過程で識別された不備の改善は評価基準日までにして完了し、また、完了した監査業務の検証で識別された品質管理システムの発見事項に重大性や広範性は認められなかったことから、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供しているとの結論を得ました。

2 経営管理の状況等

2.1.8 完了した監査業務の検証

検証サイクルを3年とし、当該期間において一人の業務執行社員に対して少なくとも1件の監査業務を検証対象として選定しています。その他、前年度検証結果のフォローアップ及び日本公認会計士協会（JICPA）レビュー結果のフォロー（該当年度のみ）を実施しています。最近2年間の実施状況は下表のとおりです。

	2024年度		2025年度	
	企業監査	非営利監査	企業監査	非営利監査
対象業務数	13	466	13	461
検証対象業務数	3	8	4	7
実施割合	23.1%	1.7%	30.8%	1.5%
内、重要な不備事項がなかった監査業務の割合	100%	100%	100%	100%

2.1.9 外部レビュー等の状況

●JICPAによる品質管理レビュー制度

日本公認会計士協会（JICPA）は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

JICPAによる品質管理レビュー結果

	前回（通常レビュー）	直近（通常レビュー）
直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付	2022年11月17日	2025年11月21日
品質管理レビューの実施結果	重要な不備事項のない実施結果	同左

●CPA AOBによる検査制度

公認会計士・監査審査会（CPA AOB）は、JICPAから品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査が実施されます。立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。JICPAにおいて品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、審査会は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

2.2 組織ガバナンス基盤

当監査法人は、監査責任者全員が無限責任社員としてその相互監視・相互牽制により業務運営の適正化をはかる法人運営形態を基本としています。また、各構成員がそれぞれ役割と責任を主体的に引き受ける全員参画型経営を志向しており、これを具現するために、経営機関として、会長の下には、常務会が設置され、常務会の下に業務委員会、総務委員会、品質推進協議会、また、会長の直属機関として品質管理委員会があり、職員を含む構成員全員が、これらの一つ又は二つの委員会に属するようにしています。さらに、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、経営評価委員会を設置し、経営評価委員会規程にその役割を定めています。

常務会は会長の下で実効的な経営機関として位置し、社員会に提出する議案の審議や、社員会決議事項に基づく業務運営に関する事項、その他法人の運営規則に従って行う個別事項の審議を行っています。また、監査品質に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者及び審査担当者からの報告に基づき、品質管理委員会による重要事項の内容分析と対応策の検討を経て常務会、必要な場合に社員会で対応が協議され、法人として迅速かつ適切な対応と判断ができる態勢を構築しています。

個々の監査業務は、監査責任者である業務執行社員と、補助者で監査チームを構成します。当監査法人では監査責任者自らが現場に往査し、被監査会社と積極的にコミュニケーションを図ることによって、被監査会社のビジネスを理解して監査上の留意点を把握するように取り組みます。このような業務執行社員リードの監査現場が、清稜監査法人の監査業務の特色になっています。

清稜監査法人では、監査の品質を一定以上に保つため業務委員会が監査マニュアルの整備や研修会の開催、パートナーローテーション原案の作成等、監査業務遂行のための基盤整備を担い、品質管理委員会は、品質管理システムが適切に整備・運用されていることを日常的或いは定期的に監視する役割を担っています。また、業務委員会と品質管理委員会が連携して監査品質の向上に資する具体的施策の企画・実施を行う機関として、品質推進協議会を設置しています。

社員会の開催回数	2024年9月1日～2025年8月31日	6回
常務会の開催回数	2024年9月1日～2025年8月31日	12回

常務会メンバー

石井 和也	代表社員・会長	加賀谷 剛	代表社員・副会長・総務委員長
船越 啓仁	代表社員・業務委員長	宮本 茂	代表社員・東京事務所長
岸田 忠郎	代表社員・品質管理委員長		

経営評価委員会メンバー

小田 利昭	代表社員・経営評価委員長	木村 圭二郎	経営評価委員・弁護士
-------	--------------	--------	------------

独立性を有する第三者

当監査法人のパートナーに加え、当監査法人に対して独立性を有する第三者であり、かつ、企業法務の専門家である弁護士（外部有識者）も社員会へ参加することにより、組織的な運営の実効性に関する評価への関与等に関する監督・評価機関としての役割を整備しています。適時かつ適切に必要な情報を提供するために、事前に社員会の議題及び資料を提出しています。



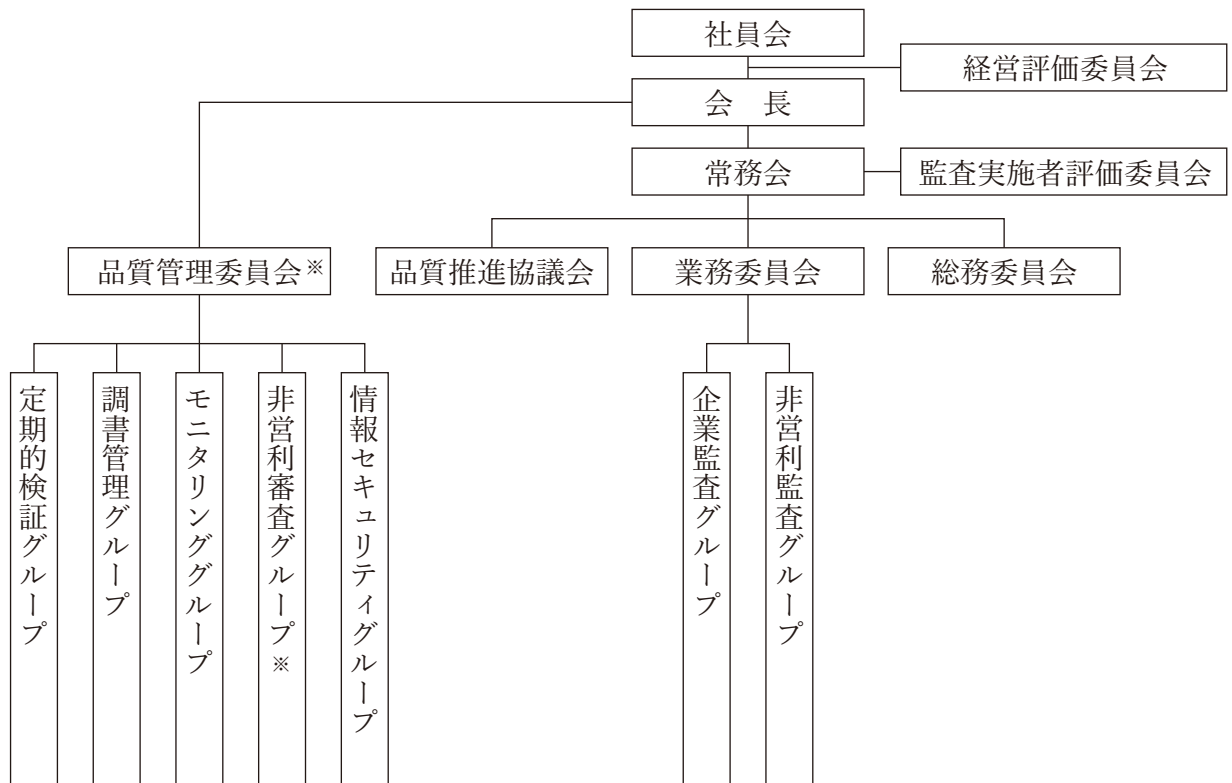
（外部有識者）木村圭二郎

大阪弁護士会所属弁護士（1987年登録）
 ニューヨーク州弁護士登録（1994年登録）
 1998年共栄法律事務所 共同設立
 2011年より代表パートナー（現任）

【取扱分野】

企業法務（一般企業法務、コーポレートガバナンス、M&A等）、事業再生・企業倒産、知的財産権等を取り扱い
 社外監査役を数社歴任、株式会社クボタ社外監査役（現任）

清稜監査法人組織図



※ 企業監査の審査に関する事項は品質管理委員会が直接担当します。



2.3 人的基盤

2.3.1 採用方針

清稜監査法人では、人材採用の基本方針及び手続を定め、中長期的な人員計画に基づき、当監査法人の経営理念を共有できる公認会計士を中途採用しています。

採用する人材に求められる要件は、監査業務において必要な監査品質の水準を確保できることを基本とし、秀でた専門能力及び監査実務の十分な経験ならびに職業倫理を兼ね備えた公認会計士です。

将来の法人運営に参画する人材の採用は、当監査法人が今後も社会の期待に応え続けるために最も重要な取り組みであると考えます。

2.3.2 教育訓練

清稜監査法人では、法人の社員・職員が、会計・監査を巡る論点及び知見を共有し、積極的に議論を行い、お互いを高めあう組織文化のもとで、業務に必要な研修メニューを受講できる体制を構築しています。具体的には、会計及び監査基準の改正時の社内研修、職業倫理研修、不正対応にかかる研修、日本公認会計士協会の品質管理レビュー結果等を法人の社員・職員にフィードバックする研修、最新のIT・テクノロジー情報の共有等の多様な学びの機会を提供し、教育訓練の場として活用しています。

能力開発規程に基づき専門要員が取得すべき単位数を定めて研修企画・実施・管理を行っています。具体的には、年度の研修カリキュラム又は研修計画を策定し、専門要員が受講すべき重要な研修の指定を行うとともに、専門要員がCPDの履修必要単位を達成していることを確認しています。

重要な研修の指定は、日本公認会計士協会等外部開催の研修会やeラーニング、所内では会計・監査上のトピックスを取り扱って機動的な研修会を法人内で企画・実施しています。

なお、当監査法人の監査業務に従事する公認会計士を含む専門要員については、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度（CPD）等の単位履修状況を管理しており、必要単位数に満たない場合は、監査業務に従事させない方針を採用しています。

2.3.3 人事評価

職員の人事評価及び昇格については、監査の品質管理に重点を置き、監査・会計の知識・経験に加え、業界知見及び課題解決能力の具備を重視しています。

職員の人事評価は、まず監査チームに属する業務執行社員が評価を行い、次に監査実施者評価委員会が当監査法人の品質管理向上の観点から、評価結果を決定します。

各職員には、評価結果をフィードバックするとともに、給与や昇格に反映させています。

社員の評価についても、複数の評価者による多面的な評価制度を導入し、監査品質、専門性、適性等の観点から評価を実施しています。

2.4 IT基盤

2.4.1 監査調書の電子化及びITの活用

当監査法人は、2023年4月1日以降開始事業年度から全ての企業監査について電子監査調書を採用しています。監査調書の電子化により、監査調書の事後的な修正・改竄を防止することはもちろん、監査責任者による監査調書の適時査閲や品質管理委員会による随時の監査調書のモニタリングを通じて監査品質の向上に役立てています。クラウドサーバーやグループウェアの活用、Web会議システムの導入等のIT基盤の整備により在宅勤務を含むリモート環境下でも法人内や監査チーム内の円滑な情報共有やコミュニケーション、随時の内部研修会の開催を可能としています。監査手続においてもITの積極的な利用を図るため、マクロプログラミングによる業務の効率化・深度化を図っており、より大量のデータを効率的に扱うためのCAATツールとしてACLを導入しています。ITインフラへの投資額は、下表のとおりです。

	2024年8月期	2025年8月期
ITインフラへの投資額	10.4百万円	14.1百万円

2.4.2 情報セキュリティ対策

当監査法人は、監査業務を遂行するにあたって求められる守秘義務の大切さを認識し、適切な情報セキュリティ対策を行うことが重要であると考えています。そのため、情報セキュリティ対策に関して「清稜監査法人情報セキュリティ・ポリシー」、「清稜監査法人情報セキュリティ対策基準」を定め、継続的な研修を通じて全構成員に周知徹底を図るとともに、それらのルールが順守されていることについて定期的にモニタリングを行っています。また、業務で使用するPCにはデータレス化のためのソフトウェアを導入することにより、保存される全てのデータが自動的に暗号化され、クラウドサーバーに保存される仕組みを採用するとともに、PC自体の暗号化を施すことにより、情報の紛失や漏洩を未然に防止する体制を構築しています。さらに、ITに関する障害を適時に発見するためにIT資産管理ツールを導入し、ITシステムに関する通信記録の取得やモニタリングを実施しています。これらの情報管理の最終責任は会長が担っていますが、その実行・管理に当たっては品質管理委員会に設置した情報セキュリティグループのメンバーが実施しています。

2.5 財務基盤

当監査法人は有限責任監査法人でないため、一部の財務情報の開示に留まっていますが、財務安定性及び健全性を示す指標として、下記の2点について開示します。

(1) 報酬依存度

当監査法人の業務収入に占める特定の被監査会社に対する報酬依存度は、下記のとおりです。

	2024年8月期	2025年8月期
最も報酬の高い被監査会社に対する報酬依存度	5.8%	5.5%

(2) 自己資本比率

当監査法人の自己資本比率は、下記のとおりです。

	2024年8月期	2025年8月期
自己資本比率	69.1%	67.4%

2.6 国際対応基盤

当監査法人における国際業務については、大手監査法人でグループ監査の業務経験が豊富なメンバーが中心となってクライアントの海外子会社関連業務を実施あるいはサポートしています。クライアントの海外子会社への往査は、各社の監査計画に従って、積極的に現地拠点に往査し、現地子会社等の理解を深めるとともに、十分なリスク評価を実施しています。

また、海外監査人とも海外拠点往査の際の直接訪問やテレビ会議の開催等により十分なコミュニケーションを図っています。

3 非営利監査業務

当監査法人は、設立当初から、学校法人や社会福祉法人といった非営利分野の監査業務を実施しています。非営利分野の会計・監査に精通したメンバーを多く擁し、高品質な監査サービスを提供できる体制を整えています。

私立学校振興助成法に基づく監査

経常的経費に対する補助金が一会計年度に1,000万円以上交付される学校法人は、私立学校振興助成法に基づく外部監査を受ける必要があります。

当監査法人は、非営利法人の中でも特に学校法人の会計・監査に精通しています。全国の学校法人を対象に監査を実施していることに加え、日本公認会計士協会の学校法人専門委員会への参画、学校法人の会計・監査に関する研修会講師及び学校法人会計に関する書籍の執筆といった豊富な経験を有する社員・職員により、学校法人の特徴を踏まえた監査を実施しています。特に、都道府県知事所轄学校法人について多くの監査実績があり、これまで培ってきたノウハウにより、各都道府県の処理標準を踏まえた効率的かつ効果的な監査を実現しています。

私立学校法に基づく監査

私立学校法の改正により、令和7年度から大臣所轄学校法人等において、会計監査人を機関として設置することが義務付けられるとともに、私立学校法に基づく監査が導入されました。私立学校法監査は、その対象範囲や監査スケジュール等、私立学校振興助成法監査と大きく異なる点があるため、それぞれの制度理解が不可欠です。また、大臣所轄学校法人等においては、会計監査人として、これまで以上に監事とのコミュニケーションが要求されることに加え、学校法人の業務の適正を確保するための体制の整備・運用も求められます。

当監査法人では、いち早くこれらの制度理解に取り組むとともに、私立学校振興助成法監査の豊富な経験を基礎として、また、上場企業の監査における監査役とのコミュニケーションや内部統制監査の経験を活かし、効率的かつ効果的な私立学校法監査の実施を目指しています。

さらに、私立学校法と同じく、令和7年度から改正学校法人会計基準がすべての学校法人に適用されます。これまでの補助金の適正配分を目的とした会計基準から、情報開示を目的とした会計基準へとその位置付けが大きく変更され、会計処理や開示項目について対応が必要となります。

当監査法人では、学校法人会計基準の改正についても、改正内容に精通したメンバーによる経理規程の見直しや、会計処理及び開示項目に関するアドバイスをを行い、新基準のスムーズな適用を支援しています。

寄附行為等の認可申請に係る財産の一覧の監査

学校法人が大学や学部の新設等に伴う寄附行為等の認可申請を行う場合、財産の一覧の作成が必要であり、これについて公認会計士の監査の結果を記載した書類が求められています。

当監査法人は、私立学校振興助成法監査の関与先が多いことから、財産の一覧の監査実績も豊富です。

3 非営利監査業務

子ども・子育て支援制度における監査

認定こども園や施設型給付費を受ける幼稚園を設置している学校法人及び社会福祉法人が外部監査を受ける場合、監査報酬の一部に対する補助として、外部監査費加算が給付されます。子ども・子育て支援制度への移行に伴い私学助成の交付対象外となった学校法人や、これまで外部監査を受けていなかった社会福祉法人においても、ガバナンス強化のため、この制度を利用して外部監査を導入しているケースが増えています。

当監査法人は、子ども・子育て支援制度に精通した社員・職員も多く、十分に制度を理解した上で監査業務を提供しています。

社会福祉法に基づく監査

平成28年の社会福祉法改正により、平成29年4月1日以後に開始する会計年度から一定規模以上の社会福祉法人について会計監査人による外部監査が義務付けられました。社会福祉法施行令によると、現時点では、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人が外部監査の対象です。

当監査法人は、制度改正当初より社会福祉法人の外部監査を実施しています。また、自治体が実施する社会福祉法人に対する指導監査の補助者としての実績を積んだメンバーも擁しています。外部監査をはじめ、外部監査の受入体制の整備、内部統制構築支援等のサービスを提供しています。

医療法に基づく監査

平成27年の医療法改正により、平成29年4月2日以後に開始する会計年度から一定規模以上の医療法人について外部監査の実施及び医療法人会計基準の適用が義務付けられました。厚生労働省令で定める具体的な基準は次のとおりです。

- ・医療法人：貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上の法人
- ・社会医療法人：貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が10億円以上である法人又は社会医療法人債を発行している法人

当監査法人は、制度改正当初より医療法人及び社会医療法人の外部監査を実施しています。外部監査をはじめ、外部監査の受入体制の整備、内部統制構築支援、医療法人会計基準導入支援等のサービスを提供しています。

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

2017年3月31日に金融庁より、「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)が公表されました。同原則は5つの原則として、監査品質の持続的向上を重視する組織文化の醸成、実効的な経営機能の発揮やそれを監督・評価する機能の確保、組織運営の透明性の確保を求めるものであり、社会からの信頼性の維持・向上に資するものです。当監査法人は、ガバナンスのさらなる向上の契機と捉え、この原則をいち早く採用し、実効的な組織運営の実現と、監査品質の持続的向上に取り組んでおります。当法人の同原則への対応状況は以下のとおりです。

	要求事項	判定	当監査法人の状況
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	○	1.1 「代表メッセージ」 2.2 「組織ガバナンス基盤」
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	○	1.1 「代表メッセージ」 1.2 「清稜監査法人の目指すところ 行動指針」
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	○	2.1 「品質管理基盤」 2.3.2 「教育訓練」 2.3.3 「人事評価」
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	○	1.1 「代表メッセージ」 2.1.4 「審査体制等」 2.2 「組織ガバナンス基盤」 2.3.2 「教育訓練」
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	○	2.1.2 「職業倫理と独立性」
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	-	該当事項はありません。
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。		
2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	○	2.2 「組織ガバナンス基盤」

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	要求事項	判定	当監査法人の状況
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	-	
	・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	○	1.1 「代表メッセージ」 1.2 「清稜監査法人の目指すところ 行動指針」 2.2 「組織ガバナンス基盤」
	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	○	1.1 「代表メッセージ」 1.2 「清稜監査法人の目指すところ 行動指針」 2.3 「人的基盤」
	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	○	2.3.2 「教育訓練」 2.3.3 「人事評価」
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	○	2.4 「IT基盤」
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	○	2.2 「組織ガバナンス基盤」
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	○	2.2 「組織ガバナンス基盤」
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	○	同上
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	-	
	・経営機能の実効性向上に資する助言・提言	○	2.2 「組織ガバナンス基盤」
	・組織的な運営の実効性に関する評価への関与	○	同上
	・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	○	同上
	・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	○	同上

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（別紙）

	要求事項	判定	当監査法人の状況
	・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	○	資本市場の参加者等との意見交換について、独立性を有する第三者である弁護士が直接関与する予定はありませんが、外部との意見交換の内容を共有し、ご意見をいただくこととなります。
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	○	2.2 「組織ガバナンス基盤」
原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	○	2.2 「組織ガバナンス基盤」
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	○	2.3 「人的基盤」
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	-	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	○	2.1.2 「職業倫理と独立性」 2.2 「組織ガバナンス基盤」
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	○	2.1.2 「職業倫理と独立性」
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	○	2.3.3 「人事評価」
	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	○	2.3.3 「人事評価」
4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	○	1.1 「代表メッセージ」 1.2 「清稜監査法人の目指すところ 行動指針」
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	○	2.1.6 「通報制度の利用」

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

	要求事項	判定	当監査法人の状況
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	○	当「監査品質に関する報告書」において説明しています。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	-	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	○	1.1 「代表メッセージ」
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	○	1.2 「清稜監査法人の目指すところ 行動指針」
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	○	1.2 「清稜監査法人の目指すところ 行動指針」 2.1.2 「職業倫理と独立性」 2.1.8 「完了した監査業務の検証」 2.2 「組織ガバナンス基盤」 2.4 「IT基盤」 2.5 「財務基盤」
	・監査法人における品質管理システムの状況	○	2.1 「品質管理基盤」
	・経営機関等の構成や役割	○	2.2 「組織ガバナンス基盤」
	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	○	同上
	・法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	○	2.1.2 「職業倫理と独立性」
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む)。	○	2.4 「IT基盤」
	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	○	2.3 「人的基盤」
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	○	2.5 「財務基盤」
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	○	2.6 「国際対応基盤」
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	○	2.1.7 「品質管理システムの評価」
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	-	該当事項はありません。
	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	-	
	・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む)。	-	

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（別紙）

	要求事項	判定	当監査法人の状況
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	－	
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	－	
5－4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	○	<p>・会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて品質報告書を用いて被監査会社に対して説明を行うとともに必要に応じて意見交換を行っています。また、当法人のホームページに品質報告書を掲載しており、外部からの照会メールを受信する体制を整備しています。また、経営評価委員たる独立性を有する第三者の知見を活用する体制を整備しています。</p> <p>・株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換の取組みとしては、日本公認会計士協会のHPに当法人の品質向上の取組みに関する動画を掲載しています。</p>
5－5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	○	<p>2.1.7 「品質管理システムの評価」</p> <p>2.1.8 「完了した監査業務の検証」</p>
5－6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	○	<p>・被監査会社との意見交換から得た有益な情報は組織的な運営の改善に向け活用しています。被監査会社以外の資本市場の参加者等との意見交換等の活用についての取組としては、日本公認会計士協会のHPに当法人の品質向上の取組に関する動画を掲載しています。</p> <p>・品質管理システムの評価は、2025年8月31日を評価基準日として実施しており、評価過程で得られた課題を組織的な運営の改善に向け活用しています。</p>



清稜監査法人
Seiryō Audit Corporation

<https://seiryō-audit.or.jp>